

代替執行申立てQ & A

～代替執行の申立てを検討されている方へ～

東京地方裁判所民事第21部代替執行係（不動産開始係内）

TEL 03（5721）4643（ダイヤルイン）

Q 1 代替執行とは何ですか。

民事執行法171条に規定する強制執行の一方法です。債務者が債務を履行しない場合に、裁判に基づき、債権者が第三者（通常は執行官を指定します。）に債務の内容を実施させることです。この裁判を授權決定といいます。

Q 2 どのような場合に代替執行の申立てをするのですか。

例えば、地主（債権者）が建物収去土地明渡しの民事裁判で勝訴したにもかかわらず、建物所有者（債務者）が任意に建物を取り壊して土地を明け渡してくれないときなどに申立てをすることになります。

なお、土地明渡しの強制執行における土地上の動産の撤去は土地の明渡しの執行に含まれる行為なので、授權決定を得る必要はありません（民事執行法168条5項参照）。また、単に建物の退去（＝建物から出ていってもらいたい）を求める場合も、授權決定を得ずに執行官に強制執行の申立てをすることができます。

Q 3 どの裁判所に申し立てをするのですか。

債務名義（判決正本や和解調書正本等のことです。）を作成した第一審裁判所に申立てをします（民事執行法171条1項2項，33条2項，19条）。つまり、東京地裁本庁で債務名義を得た場合には、当係に申し立てることになります。また、債務名義が東京簡易裁判所で作成された和解や調停の調書である場合で、執行対象の訴額が請求価額140万円を超える場合も当係に申し立てる

こととなります。

Q 4 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

債務名義を取得した後は、一般的には、執行開始要件として、執行文の付与及び送達証明書の取得が必要となります（Q 5 参照）ので、債務名義を取得した担当部に申立て等をしてください。また、現実には建物の収去等の事務に携わるのは執行官ですので、代替執行の申立てに先立って、授権決定後の手続やスケジュールの調整等につき、執行官室への事前相談をお勧めします。

Q 5 申立てにはどのような書類が必要ですか。

一般的には次のとおりです。

- 1 申立手数料 債務名義 1 通につき、収入印紙 2 0 0 0 円
- 2 予納郵券 債務者用に 1 2 0 4 円分を 2 組（郵送の重量により追加していただく場合があります。）
債権者決定正本送付用に 1 2 0 4 円分（事前に請書をいただければ 9 4 円で構いません。また、窓口交付希望の場合は不要です。）
- 3 申立書正本、債務者の数の申立書副本
- 4 資格証明書（当事者が法人の場合）
- 5 委任状（弁護士が代理人として申し立てる場合）
- 6 建物全部事項証明書（執行対象が建物である場合）
- 7 執行文付債務名義（原本と写し。原本は事件終了後に還付します。）
- 8 債務名義の送達証明書（原本と写し。原本は事件終了後に還付します。）
- 9 債務名義に更正決定がある場合には、その更正決定正本及び送達証明書（各原本とそれぞれの写し。原本は事件終了後に還付します。）
- 10 当事者目録、物件目録、その他引用される目録を当事者数プラス 1 部

Q 6 共有建物収去の代替執行につき、留意点はありますか。

共有建物収去の代替執行を申し立てる場合には、共有者全員に対する債務名

義を取得するか、または、債務名義を取得していない共有者がいるときには、その者から強制執行についての同意を得る必要があります。申立てに当たっては、債務名義上の債務者である共有者全てを執行債務者とし、上記の同意を得た共有者がいる場合には、その同意書及び印鑑登録証明書の原本を添付してください。執行債務者の一部を欠く申立てがあった場合は、残りの執行債務者について別途申立てを要し、その申立手数料も別途納付する必要があります。相続が発生している場合は、原則として、相続関係が明らかとなる戸籍謄本全てを提出してください（写しの提出による原本の還付には対応致します。）。なお、債務名義上の債務者が死亡してその相続人らが共有者となっている場合には、その相続人らに対して承継執行文の付与を受けてください。

Q 7 申立て後の手続の流れはどのようになりますか。

当係では、回答期限を10日として、債務者に対して、書面審尋（債務者の意見等を書面の提出により確認する手続）を実施しています。この期間中に、債務者から何も書面の提出がなければ、期限経過後に申立てを認容する決定がされます。債務者から書面が提出された場合には、かかる書面に対する反論等を求める場合があります。

書面審尋の際に債務者に送付する審尋書は送達することから、送達が不奏功の場合には再度郵券の提出などをお願いする場合があります。

なお、債務名義を取得した訴訟等において、債務者への送達が「公示送達」の方法でされた場合であっても、当係における最初の送達は郵便による送達（特別送達）を実施し、必要に応じて直近の債務者の住民票の写し・所在調査報告書の提出をお願いする場合があります。

Q 8 決定後の手続の流れはどのようになりますか。

執行官に建物収去の強制執行を申し立てる際は、一般的には、強制執行申立書のほかに、債務名義原本、授權決定正本・送達証明書・確定証明書を提出す

る必要があります（詳細は執行官室にお問い合わせください。）。

そのため、債権者は、授権決定正本の受領に合わせて債務名義の還付申請を当係にすれば、事件終了後に債務名義を還付します。併せて、授権決定についての送達証明書及び確定証明書の交付請求をしてください（各証明には収入印紙150円が必要）。

なお、当係の運用では、確定証明書の発行は債務者の不服申立期間が経過して2営業日目の午後1時以降に行います。

Q9 債務名義取得後、代替執行の申立前に建物所有者が変更になっていました。新しい建物所有者に対して代替執行の申立てをすることはできますか。

債務名義を得た裁判所で承継執行文の付与を受ければ、かかる承継人（新しい建物所有者）を債務者として代替執行の申立てをすることができます。承継執行文の付与の手続については、債務名義を作成した担当部にお問い合わせください。

以 上